

アメリカ建国期の移民観

—ナショナリズムとの関係において—

桑井輝子

I. 序

多民族国家、アメリカ合衆国は移民の国と呼ばれてきた。しばしば、その社会は、人種のるつぼ、あるいはサラダボールやモザイクと形容されている。しかし、“人種のるつぼ”と、“サラダボール”ないし“モザイク”とでは含意は大いに異なる。前者の概念では、理想的には、金属を融解するるつぼの中で合金が作られるように、民族諸集団が、アメリカという大窯の中で融合し、まったく新種の一族集団が形成されていく。新たに誕生する“合成物”は“原料”よりもはるかに優れている。しかしこのるつぼの中では個々の民族集団はその属性を失い、固有の姿を留めない。一方、後者では、形の大小、量の多寡にかかわらず、一つ一つの構成分子は各々の特性を主張しながらも、全体において調和する。“サラダの材料”は、いかに小さくとも“ボール”の中で消えてしまうことはない。

アメリカ社会が人種のるつぼと形容される契機となったのは、1909年の同名の戯曲のヒットに由来する。この戯曲は、ロンドン生まれのロシア系ユダヤ人、Israel Zangwill がアメリカのユダヤ移民のゲットーでの生活を描いたものである。そして、「アメリカは神の与えたるつぼである。ヨーロッパの人種すべてが融け合い改良されていく偉大な大窯なのだ！」と語る¹⁾。しかし、多様な民族が融け合い、まったく新しい国民、「アメ

リカ人」が生まれるという概念そのものは、Hector St. John de Crevecoeur の『アメリカ一農夫からの手紙』の中の一節「アメリカ人とは何か」(1782年)に、示されている。

1960年代、多くの社会学者や歴史学者はこの“人種のるつぼ”が働いていないことに着目した。民族諸集団は、その文化的特性を維持し、集団としての一体感を保持し、立派に機能しつづけていると指摘した²⁾。黒人暴動、ベトナム戦争、学生運動等がアメリカの伝統的価値体系を揺るがし、マイノリティーの権利意識が高まっていく中で、人種のるつぼ論は、実のところ、アングロ・アメリカ社会への同化理論であったに過ぎない、と批判された。このような状況下では文化的民族的多元主義をとるサラダボール論の方が広く社会に受け入れられるようになっていったのは当然であろう。

しかし人種のるつぼという形容は死語とはならなかった。それは長い間アメリカ人のイメージを掻き立ててきたので、しばしば、サラダボール的現状を指しても使われることもある。1986年6月30日のニューヨークタイムズ紙は、「第三世界からの移民の流入、合衆国社会の組成を変える」という記事の中で、「人種のるつぼをたぎらせる」という標題を、1820年から1985年までの移民の出身地域別図表に付けている³⁾。また、最近では、同紙は1988年4月9日、ワシントンハイツの人種的多様性のある生活風景を「ハドソン河の人種のる

つぼの地域社会」と見出しを付け、8月19日には、南カリフォルニアの移民受け入れ社会を、ずばり、人種のるつぼと形容している⁴⁾。さらに、アメリカを人種のるつぼとする理想論も生き続けた。アメリカのコインに刻まれた *E Pluribus Unum* というラテン語は、多から一へという意味であるが、アメリカ文化を象徴する言葉としてしばしば引用されている。この言葉は Benjamin Franklin, John Adams, Thomas Jefferson らによって1776年国璽に選定された。本来、多邦の連合という、“アメリカ合州国”を象徴する趣旨で選定されたものである。しかし、現在は文化的統合性を象徴する意味で用いられることが多い。

しかも近年では、政治的・学問的に文化的民族的多元性が強調されすぎていると懸念されるようになった⁵⁾。移民史の分野では、学会の重鎮、John Higham が、1982年の移民史学会で、各民族の特異性のみを個別的に研究するの近年の風潮を批判し、統合的視野に立った研究を行なうべきだと、学界の動向に苦言を呈した⁶⁾。彼は、「エスニックリバイバルは終わった」とまで、言い切ったのである⁷⁾。Rudolph J. Vecoli が批判的に指摘するように、80年代は「人種のるつぼへの回帰」が観察される⁸⁾。こうした傾向の一因として、民族的文化的多元論の名の下に各民族集団は自発的隔離を強めているのではないか、民族集団間に緊張が高まっているのではないか、とする反省がある⁹⁾。とはいえ、Wallace Lambert と Donald M. Taylor による都市住民意識調査が示唆するように、個人レベルでは、民族の伝統を重視する多元論は中産階級の白人も含め、種々の民族集団に支持されている。彼らの研究によると、多元論に批判的であったのは下層の白人だけであったという¹⁰⁾。

移民の国アメリカの新来者に対する態度もまた、矛盾していた。この矛盾をよく現わしている最近の一例として、1986年6月に実施されたニューヨークタイムズ紙と CBS ニュース合同の、移民に

関する世論調査が挙げられよう。同調査によると、移民の受け入れ数の減少を求める者は1965年の調査では33%であったが、1986年は49%と増加した。(1986年では、増加を求める者7%、現在の水準維持を希望する者35%であった。)一般的移民制限を求める声が強くなっているにもかかわらず、政治的難民の受け入れを認める空気は依然として強い。減少39%に対し、50%もの人が水準の維持ないし増加を認めている。近年の移民が合衆国に貢献していると考える人の割合は、白人32%、黒人38%、ヒスパニック48%。一方、問題を起しているとする割合は、それぞれ、46%、41%、33%である。民族集団により、賛否の逆転傾向が見られるが、全般的には評価はほぼ相半ばしているといえる。個人として、移民をどのように社会に受け入れるかという問題に関しては、68%の人々が自分の地域社会に移民が来ることに歓迎を表明している。移民数減少を求める人々でさえ、その61%は歓迎の意を示している¹¹⁾。

移民問題はアメリカにとって、古くてしかも常に新しい問題である。そしてアメリカ世論の動向を如実に反映している。1965年の移民法はアメリカ移民の顔を大きく変貌させた。前述のニューヨーク・タイムズ紙「第三世界からの移民の流入、合衆国の組成を変える」が指摘するところでは、1980年から1985年の移民総数の80%以上がアジア及び中南米からの移住者で占められる¹²⁾。そこで、移民受け入れが再検討されたのも当然であろう。実際、アメリカ史は移民史としても捉えることができよう。アメリカへの移住の問題は早くもアメリカ独立運動の一因として、後述するように、独立宣言に盛り込まれている。本稿では建国期に遡って、移民問題がどのように捉えられていたかを検討し、アメリカのナショナリズムとの関係の中で、それが果たした役割を考察したい。

II. 建国とナショナリズム

Seymour M. Lipset によれば、すべての新生国家はその存在の合法性の問題と、国内の雑多な構成分子を結び付ける国民意識の形成という、二つの課題に直面する¹³⁾。すすなわち、国家の存続と忠誠の問題である。伝統という歴史の支えを持たない新国家では国体そのものの正当性を内外に主張しなければならない。近代史上初めてこの課題に取り組んだのがアメリカであった。ナショナリズムが強烈に意識され、作為的に形成、育成された。これは極めてアメリカ的現象であり、アメリカカが一国として形成されていったこと自体が歴史的驚きであると、Henry S. Commager は指摘している¹⁴⁾。

アメリカでナショナリズムが強烈に意識され、鼓舞、育成されたのは、アメリカが新しい国であり、しかも共和国だったからである。新しい共和国だという認識はユニークな歴史観を建国のリーダー達に与えた。憲法の父とも呼ばれた James Madison は『フェデラリスト』(14番)の中で、独立のリーダー達が「人間社会の記録の中で他に類を見ない革命を達成した」と論じている。Madison が語るところでは、樹立された新政府は、地上において先例をみない組織構造を持つ極めて特異な存在である。また、独立宣言を起草した Thomas Jefferson は、大統領就任演説(1801年3月)の中で、「世界最高の希望」とアメリカを形容しているこのようなアメリカへの手放しの賛辞と強い期待の背景には、独立宣言文に述べられているように、アメリカこそ「その正しい権力を被統治者の同意に由来する」国家だ、とする自負があった。個々人の自発的な忠誠心に立脚した共和政体こそ「地上最強の政府」だというのである。しかしこのような自信の表明は、不安と背中合せのものでもあった。Jefferson 自身、リーダー達の間に関共和制の将来への不安があるこ

とを認め、就任演説の中でとくに言及している。「世界最高の希望」とか「地上最強の政府」という輝かしい形容は、根強い不安感を打ち消すためのレトリックであったともいえないか。

新生共和国の将来への不安は、革命政府にありがちな不安定さにも起因したであろう。しかし、当時支配的であった政体論に影響された不安感も見逃せない。建国期、とくにアメリカ憲法制定のリーダー達は Montesquieu に大きな影響を受けていた。彼の『法の精神』は、仏語原文、英語訳文とも広く植民地で読まれていた。そして、憲法制定会議においては、Montesquieu は権威として言及され、幾度か論争に決着をつけたという¹⁵⁾。その政体論によれば、共和政体は都市国家のような小国においてのみ可能であった。歴史的にみても、リーダー達が親しんだ古典の事例からいえば、Montesquieu の主張は当を得ているものと思われた。ギリシアの都市国家はマケドニアに征服され消滅し、小都市国家ローマは拡大するにつれて専制政治へ変貌していった。十八世紀の通信交通事情を考えれば、独立十三州の領土は、共和国としてはあまりに広大に思われたとしても無理ないであろう。

しかも独立十三州の人々は自分たちを“アメリカ人”だと、やっと自覚し始めたばかりであった。明治以前の日本人が自らを日本人だと意識することが稀であったように、彼らもそれまでは、ヨーロッパやイギリスとは異なる独自の国民だと自覚することは少なかった。仮に国民としての独自性を自覚したとしてもそれは、“アメリカ人”としてではなく、“ヤンキー”とか“ヴァージニアン”としてであった。Benjamin Franklin がいみじくも論じたように、「手と手を互いに結んでいなければ、一人一人の首にロープが結ばれる」独立革命の体験を通して、初めて、“アメリカ人”としての共通の感情が育っていった。とはいえ、郷土への愛着は根強く残存した。独立革命から百年を経ようとした時でさえ、Robert E. Lee の

ような“ヴァージニアン”がいた。彼は南北戦争に際し、アメリカ人としてよりは故郷ヴァージニアへの忠誠を選び、南軍に馳せた軍人であった。植民地として各々独自の地域性と伝統と郷土愛を持つ十三の邦が、その独自性のために、“アメリカ合州国”という連合した政治組織から分離する可能性は皆無ではなかった。事実、ノースカロライナとロードアイランドは連邦憲法を嫌い、その批准を渋った。前者は1789年、後者は1790年まで連邦に加入しなかった。ロードアイランドでは34対32という僅差での票決であった。

人類史上初の、大領土を擁する連邦制の共和政体、被統治者の同意による政治、という試みに着手した時、建国のリーダー達が不安と期待を抱きながら、アメリカ合衆国という新国家の存続に腐心したことは想像に難くない。John Adams との激しい選挙戦の後大統領となった Jefferson は、就任演説の中で、「勇気と確信を持って、我々自身の連邦制と共和制の諸原則と、連合と代議政治に対する我々の愛着とを、押し進めて行こう」と演説した。彼は、党派的对立を越えて、連邦制と共和制の原理に基づく連合体への一体感を一層育むよう訴えたかったのである。このようにナショナリズムは絶えず鼓舞された。

III. 移民観

北アメリカの植民地抗争でフランスがイギリスに敗退した一因に、定住する植民者の数がイギリスのそれに比して極端に少なかったことが、必ず指摘される。新開地が社会組織として生存、発展していくためには、定住人口の増加が不可欠である。独立運動のリーダー達はこの点をよく認識していた。だからこそ、George III のアメリカへの移住規制を独立宣言の中で、とくに非難したのである。

「[George III] はこれらの邦々の人口の阻止に努めてきた。その目的のために、外国人の帰化

の立法を妨害し、此の地への移住民の到来を拒み、土地の新たな私有の条件を強めた」と独立宣言は明言している。リーダー達の多くは、西部の未開地開発に、多かれ少なかれ、利害を有していた。また、アメリカは慢性的労働力不足であったから、George III への反発は当然であった。Franklin が慧眼したように、入植者こそ共同体の防衛力と経済力を富ます源泉であった¹⁶⁾。彼らこそ、インディアンとの闘い、ニューフランスとの抗争、イギリスからの独立を勝ち抜く活力だった。

さらに、ヨーロッパやイギリスからの移住者の流入は、新生共和国の自負心をくすぐるものでもあった。建国のリーダー達は“自由の聖地”“圧政からの避難所”というアメリカ像を自負した。Jefferson は「合衆国が異なる宗派の非常に多くの有徳な愛国者達のために避難所となったのは、幸運なことだと思う」と述べている¹⁷⁾。彼は、アメリカへの移住者を「ヨーロッパの悪政のために他国に幸福を求めざるを得ない人々」とみなした¹⁸⁾。そして初の大統領教書(1801年12月)の中で、「窮境から逃れてきた不幸な人々」のためにアメリカは避難所となるべきだと訴えた。

このような理想を掲げ、イギリスの帰化規定強化に反発した過去を持ちながらも、リーダー達は無条件に移住者を市民として歓迎したわけではなかった。憲法は第1条第8節で、合衆国全土に「共通の帰化の規則を制定する」権限を議会に与えた¹⁹⁾。そこで、帰化法は1790年の第一議会以来、今日まで、その時々を事情を反映し、しばしば活発に論議されてきた。

第一議会において、ヴァージニア選出の下院議員 John Page は「自由な制度がさらに広がるべき」国に自由を求めて来た人々に対し、門戸を狭めるような規定を設けるべきではないと主張した。規定がなければ「善良な人々」がアメリカに渡ってくる、と彼は期待した²⁰⁾。また、ニューヨーク州選出の John Laurence は「金持ちも貧乏人も程度の差こそあれ、すべての人が我国の富と力

を増すはずだ」と楽観した²¹⁾。

しかし、人は圧政から逃れようとする以外にも経済的苦境からも“避難”しようとする。“避難所”はより大きな経済的機会の提供という側面も持つ。議会を指導した **Madison** は、移住者の中に、金儲けだけを当てにしていた人々が混じると憂慮した。そして「緩やかな帰化規定から来る利点を考えるならば、濫用から護る注意点にも考慮しなければならない」と警告した²²⁾。ジョージア州選出の **James Jackson** は、移住者の多くは「ヨーロッパの落ちこぼれ」と断定し、彼らの市民としての資質に強い疑問を投げかけた²³⁾。これ程否定的な表現を用いなくとも、議員の大勢は規定が必要だと考えた。規定がなければ、アメリカ市民としての権利を享受するばかりで、出身国の国籍を盾に、アメリカ市民の義務を免れてしまう、と恐れたのである。彼らが欲したのは、善良な社会の建設者であって、金目当ての渡り鳥ではなかった。

このような配慮から、1790年の帰化法は、アメリカ居住期間二年と、憲法を支持する誓いを帰化申請者に要求した。市民たり得る者は、自由な白人であり、善良な人格を持つことも必要条件であった。

新来者達は生まれ育った土地の文化を無意識のうちにも、荷なってくる。それは言語、宗教、政治、経済あらゆる分野での人間活動一切に対する物の考え方であり、生活様式である。唯一の新生共和国だと自負するアメリカの指導者達がヨーロッパの君主国からの移住者の、文化的手荷物に警戒心を抱いたのも当然であろう。アメリカは圧政からの避難所たるべきだ、と訴えた **Jefferson** もその例外ではなかった。彼は移民の積極的勧誘策には懐疑的であった。**Jefferson** によれば、人間の幸福には社会の調和が必要である。その政治は共通の同意のもとに執行されなければならない。アメリカ合衆国の国是は最も「特異な」ものであって、絶対君主国のそれとは決して相容れな

い。

にもかかわらず、そのようなところから移住者の最大数が来るはずである。彼らはあとにしてきた政府の諸主義を持ち込むであろう。それらは彼らが若い時に吸収したものである……そうした諸主義は言語とともに子供に伝えられるであろう。その数の割合に応じて、彼らは我々とともに立法を共有するであろう。立法に彼らの精神を吹き込み、その方向を歪め、偏向させ、雑多なまとまりのない混乱した集合とするであろう。

絶対君主国としてヨーロッパに君臨するフランスに共和主義者のアメリカ人200万人が移住した場合になぞらえて、**Jefferson** は大規模移民勧誘策に反対した。移住あくまで個人の意思で、個人として行なわれるべきであった²⁴⁾。**John Adams** もまた、新来者は「我国の言語、法律、習慣、そして我国民の気質にさえ知識が欠如しているために、彼らは満足を与えたり、あるいは真価を発揮しえないだろう」と指摘し、移住民の異質性に不安を抱いた²⁵⁾。

新来者への警戒心は、フランス革命の進展とともに、ヨーロッパの政情不安が増すにつれて、強まった。そこで、帰化法の規定が見直された。1795年の帰化法の審議において、**Madison** は、帰化を求める移住者の中にも君主制や貴族制を好む者が混在しているかもしれない、と懸念し、彼らを排除しうる規定を求めた²⁶⁾。同法は、市民権獲得の前提条件として、**Madison** の要求を盛り込み、さらに、居住期間を二年から五年に延長した。

1798年にはさらに規制が強化された。外国人治安法と呼ばれる一連の立法は、外国からの影響力排除をめざしていた。第一の法（6月18日）は、居住期間を五年から十四年に延長した。次の外国人法（6月25日）は、危険と思われる外国人を追

放しうる権限を二年間、大統領に与えた。敵性外国人法(7月6日)は、敵性外国人男子の逮捕追放を可能とした。そして、7月14日には、合衆国政府に対し、誤った、あるいは悪意ある出版言動を行なうもの、反乱を扇動するものを処罰し得る治安法が成立した²⁷⁾。

建国のリーダー達にとって、共和国は同意による政治、自発的な国家への忠誠を意味した。それは、外国からの影響によらなければ革命、当時としては君主制への移行、を不要とする政治体制のはずであった。外国の影響力こそ「共和政体に対する最も有害な敵」であると、初代大統領 George Washington はその告別演説(1796年)の中で警告している。そして、「外国勢力の陰険な謀略」に対して「自由な国民の警戒心」を忘れぬよう、注意を喚起した。政府を樹立する権利は、彼によれば、樹立された政体に従う義務を意味するものであった。選挙による政権交代を実現した Jefferson もまた、選挙こそ革命に代わる手段だと主張している²⁸⁾。

Jefferson の政敵であった Alexander Hamilton も、1802年1月2日、帰化条件の居住期間短縮に反対して、

共和国の安全は、基本的に、共通の国民意識の力強さに、原理と習慣の均一性に、その市民が外國的傾向と偏見から免れていることに依存する。そして、国家への愛に依存する。この愛は、ほぼ常に、出生、教育、家族と密接に関係していることが、見出されるだろう。外国人の流入は、それ故、雑多な混合物を作りだし、国民の精神を変化劣化させ、世論を複雑にし、混乱させ、外国の性癖を移入する結果を生じるに違いない²⁹⁾。

と外国の影響に強い懸念を表明した。

このように、建国のリーダー達は、緊張する国際関係の中で、移住民の持つ非アメリカ性に大き

な危惧を抱き、彼らを市民とするにあたっては慎重さを示したのである。しかしながら、建国期には新来者のアメリカへの移住を規制する移民法は制定されなかったことは、付言されるべきであろう。移民法とも呼びうる船の乗客数を規制した法律が成立するのは1819年である。これも劣悪な船内の環境を改善することが主な目的であり、移民排斥的の性格を持つものではなかった。

IV. 結びにかえて

アメリカ建国のリーダー達は、世界史上比類ない共和国アメリカを自負するとともに、その存続に腐心した。人口希薄な広大な領土を有する新国家の発展には、海外からの人口の流入が切に望まれた。リーダー達は観念的には、アメリカに自由を求めてくる“虐げられた人々”を歓迎する一方で、現実的には、移住民が荷なってくる非アメリカ的文化に警戒心を抱いた。リーダー達が描いたアメリカ社会は“サラダボール”でもなければ、理想的意味での“人種のつぼ”でもなかった。彼らは新来者に対し、樹立された国家及び文化体系への完全な同化、アメリカ化を求めた。この建国のリーダー達の思想を、S. Dale McLemore は、Anglo-Conformity Ideology と名付けている³⁰⁾。それは、言語、宗教、法律、政治を総合したイギリス系アメリカ人の生活様式全般への一致を求めるイデオロギーを指す。移住者はこの既存のアングロアメリカの文化体系に“同化”した程度で、その文化程度の“進歩”が計られる。その尺度は多岐に渡りうる。しかし建国のリーダー達が抱いた一致のイデオロギーはすぐれて政治的であった。共和主義と連邦制の堅持である。

今日の移民を比較すれば建国期の移民は遙かに同質的であった。しかも、1793年から1815年には、渡米者数は激減した。それにもかかわらずリーダー達は移民の非共和性に神経をとがらした。ヨーロッパの政情不安、フランス革命、ジャコバン党

の台頭と英仏抗争がアメリカの存続そのものを脅かすかのように思われた。そこで、移住者の身につけた非アメリカ的政治思想や文化遺産が、新生連邦共和国の統合の上では、分散に向かう力となつて働くものと恐れられたのである。

しかし移民に潜在した遠心力が存在したからこそ、かえってナショナリズムが鼓舞され、アメリカ合衆国が一国として成熟していったのだともいえる。「世界最高の希望」として「避難所」であることへの誇りと、発展のための労働力の強い要求と、そして、逆に、非アメリカ的要素を吸収し続ける危機感とが相乗して、アメリカは遙かに同質的であった中南米諸国とは別の道を歩むことができたのだといえまいか。移民はタイムズ誌の移民特集号(1985年7月8日)が標題に選んだように、アメリカの外見上の顔を絶えず変化させてきた³¹⁾。しかし、アメリカへの移住は本質的に、個人的行為である。移民とその子孫とはアメリカにおいて多様な民族集団を形成するが、彼らは土着の少数民族とは異なる。彼らの「民族」意識はアメリカの連邦制、共和制への挑戦へと変化することはなかった。むしろ、その存在こそがアメリカの統合力に活力を与え、国家としての生命を強化してきたのだといえる。移民から大きな恩恵を受けてきたのはアメリカ自身であったといえよう。

註

- 1) S. Dale Mclemore, *Racial and Ethnic Relations in America* 2nd ed. (Boston: Allyn and Bacon, Inc., 1983), p. 95に引用。
- 2) 先駆的業績として, Nathan Glazer and Daniel Moynihan, *Beyond the Melting Pot* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 1964) が挙げられよう。
- 3) Robert Reinhold, "Flow of 3rd World Immigrants Alters Weave of U. S. Society," *New York Times*, June 30, 1986, p. 1 & p. B5.
- 4) Margaret Pierpont, "A Melting Pot Neighborhood on the Hudson," *New York Times*, April 9, 1988, p. 31. David S. Wilson, "Helping Immigrants Obey the Law," *New York Times*,

- August 19, 1988, p. B5. この記事の中で Wilson は「南カリフォルニアの人種のはびこりがあり、アメリカ法の理解のない移民はそこから落ちこぼれている」と記述している。
- 5) 例えば Stephen Steinberg, *The Ethnic Myth: Race, Ethnicity and Class in America* (New York: Atheneum, 1981) が挙げられよう。
 - 6) John Higham, "Current Trends in the Study of Ethnicity in the United States," *J. of Am. Ethnic Hist.*, II, No. 1, (Fall 1982), pp. 5-15.
 - 7) *Ibid.*, p. 12.
 - 8) Rudolph Vecoli, "Return to the Melting Pot: Ethnicity in the United States in the Eighties," *J. of Am. Ethnic Hist.*, V, No. 1, (Fall 1985), pp. 7-20.
 - 9) たとえば, UC Berkeley や Harvard といった大学のキャンパスですら、「自発的隔離が一般標準である」と観察されている。Richard Bernstein, "Black and White on Campus: Learning Tolerance, Not Love, and Separately," *New York Times*, May 26, 1988, p. A 20.
 - 10) Wallace Lambert & Donald M. Taylor, "Assimilation versus Multiculturalism: the Views of Urban Americans," *Sociological Forum*, III, No. 1 (1988), pp. 72-88.
 - 11) Robert Pear, "Rising Public Support for Limits on Immigration Is Found in Poll," *New York Times*, July 1, 1986, p. A1 and p. A21.
 - 12) 1965年移民法の影響に関しては Elliott Barkan, "Whom Shall We Integrate?: A Comparative Analysis of the Immigration and Naturalization Trends of Asians Before and After the 1965 Immigration Act (1951-1978)," *J. of Am. Ethnic Hist.*, III, No. 1 (Fall 1983), pp. 29-57 が参考となる。
 - 13) Seymour M. Lipset, *The First New Nation* (Garden City, N. Y. : Doubleday & Co. Inc., 1963) p. 18.
 - 14) Henry Steel Commager, "American Nationalism," in *Interpreting American History I*, ed. John A. Garraty (N. Y. : Macmillan Co., 1970), pp. 95-98.
 - 15) Montesquieu によれば共和制は徳に、君主制は名誉に、専制は恐怖により統治される。アメリカ建国のリーダー達のアメリカへの誇りはこの点にも起因すると思われる。

- 16) Samuel Cooper 宛書簡 (May 1 1777). *The Political Thought of Benjamin Franklin*, ed. Ralph Ketcham (N. Y. : the Bobbs-Merrill Co. 1965).
- 17) M. de Meusnier 宛書簡 (April 29, 1795). Adrienne Koch & William Peden, *The Life and Selected Writings of Thomas Jefferson* (New York: Random House, Inc., 1944), p. 533.
- 18) Thomas Jefferson, *The Works of Thomas Jefferson*, ed. H. A. Washington (N. Y. : Townsend MacCoun, 1884), VII, 84.
- 19) 植民地時代からの帰化規定が州により異なるためでもあった。
- 20) 第一議会第二開期。議会討議事録は *Benton's Abridgement of the Debates of Congress* (N. Y. : D. Appleton & Co. 1857) を用いた。引用は同, I, 185.
- 21) *Ibid.*
- 22) *Ibid.*, p. 186.
- 23) *Ibid.*, p. 189.
- 24) Thomas Jefferson, "Notes on Virginia (1781)," in Koch, *op. cit.*, p. 218.
- 25) John Adams, "Official Letters to the President of Congress (June 24, 1780)," in *The Words of John Adams*, ed. Chales Francis Adams (Boston: Little, Brown & Co. 1885), IX, 209.
- 26) 第一議会第二開期。 *Benton's*, p. 555.
- 27) フェデラリスト党の政権維持工作でもあったこれらの法は成立過程から激しい反発を呼び、与党であった同党はかえって衰退の一途を辿ることになる。
- 28) 彼はこの政権交代を画期的事件とみなし、自ら1800年の革命と異議づけた。
- 29) Alexander Hamilton, *The Works of Alexander Hamilton*, ed. Henry Cabot Lodge (N. Y. : G. P. Putnam's Sons, 1885), VIII, 289.
- 30) Mclemore, *op. cit.*, p. 34.
- 31) "The Changing Face of America," *Time* (special Immigration Issue) July 18, 1985.